

2.5.4 船舶資格変更届呼出し（W K S）

本業務では、「船舶基本情報等事前登録（W B X）」業務により登録した船舶基本情報、または「船舶資格変更届（W K C）」業務により登録した船舶資格変更届情報を呼び出すことができます。本業務は、船舶基本情報及び当該資格変更届情報が削除されるまでの間、行うことができます。

申請の操作方法については、1.3.2（5）その他申請・照会業務を参照してください。

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。
- 船会社が入力する、かつ船舶基本情報を呼び出す場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報にある船舶運航者と、同一の船会社である必要があります。
- 船舶代理店が入力する、かつ船舶基本情報を呼び出す場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報にある船舶運航者の船会社と受委託関係を登録しておく必要があります。
- 審査中の場合は、当初の届出者と同一である必要があります。

船舶基本情報について

- 船舶基本情報を呼び出す場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報が登録されている必要があります。

船舶資格変更届情報の呼び出しについて

- ある船舶に対して最後に税関がマニュアル交付した場合は、「届出受理番号」または「船舶コード」のいずれの入力のみで呼び出すことができます。
- 入力された「船舶コード」及び「届出受理番号」から呼び出される情報は以下のとおりです。

○：呼び出される情報

△：呼び出し時存在確認のみ行う情報

—：呼び出し時存在確認を行う情報

呼び出し時に、「○」及び「△」に該当する情報が存在しない場合は呼出しできません。

表 2.5.4-1 呼び出しできる情報

入力項目	情報	状況		
		初回届出時	審査中	交付または 取消後 ^{※1}
船舶コード	船舶基本情報	○	△	○
	船舶資格変更届情報	—	○ ^{※2}	○
	船舶資格変更届履歴情報	—	△	△
届出受理番号	船舶基本情報	—	△	○
	船舶資格変更届情報	—	○ ^{※2}	○
	船舶資格変更届履歴情報	—	△	△

※1 船舶コードを入力して呼び出す場合は、入力した「船舶コード」に対して最後に交付された船舶資格変更届情報を呼び出します。

※2 審査中の場合は届出者のみ呼び出し可能とします。

<パッケージソフトでの業務について>

- 「船舶基本情報登録（VBX）」業務により登録した船舶基本情報、または「船舶・航空機資格変更届（KPC01）」業務により登録した船舶資格変更届情報を、本業務で呼び出すことができます。